

青少年健全育成に向けた講師派遣事業業務の受託を希望する者の
有無を確認するための参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和 8 年 2 月 24 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、子ども家庭課が選定する講師を、各種団体が開催する講演会等に派遣する事業であり、講師とのマッチング、申請書及び報告書の審査並びに謝金等支払事務を行う体制を有する必要があるため、一般社団法人 S G S G を相手方とする随意契約手続きを行う予定としているが、他の者で下記 5 の資格を有し、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を公募するものである。

公募の結果、下記 5 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、一般社団法人 S G S G との随意契約手続きに移行する。

なお、下記 5 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人 S G S G と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 業務目的・内容

青少年健全育成活動に取り組む各種団体が開催する地域における講座、研修会又は講演会等に講師を派遣することにより、家庭、地域等の教育力の向上と地域での青少年健全育成の取組促進を図るため、青少年健全育成に向けた講師派遣事業を実施する。（詳細は、委託仕様書を参照）

5 応募要件

以下に掲げる事項を全て満たしていること。

(1) 岡山県内に本店・支店・主たる事務所等を有する団体であること。

(2) 当該事業を円滑に実施するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理で

きる体制が整備されていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 手続等

(1) 担当部課

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

TEL : 086-226-0557

FAX : 086-234-5770

メールアドレス : kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

(2) 仕様書の配布期間及び場所等

ア 配布期間 令和 8 年 2 月 24 日（火）午前 9 時から
令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時まで

イ 配布場所等 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課ホームページ
URL : <http://www.pref.okayama.jp/site/321/956363.html>
からダウンロードすること。

(3) 仕様書に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和 8 年 2 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 5 日（木）までの閉庁日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付方法 「仕様等に関する質問書」（第 1 号様式）を電子メールで上記（1）に送信すること。送信後は、必ず電話で上記（1）の担当者に着信を確認すること。

ウ 回答方法 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(4) 業務委託参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時（必着）

イ 提出場所

上記（１）の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

参加資格確認申請書（第２号様式） 正本１部

(5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、上記５の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和８年３月１２日（木）までにその旨を書面（第３号様式）により通知する。

この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

7 提案書の提出及び審査手続き

(1) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和８年３月１６日（月）午後５時（必着）

イ 提出場所

上記６（１）の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

(ア) 企画提案書（第４号様式及び添付書類） ５部（正本１部、副本４部）

(イ) 見積書 １部（正本）

(ウ) 誓約書 １部（正本）

※見積書にあっては、岡山県知事あてとし、社印・代表者印を押印すること。

(2) 審査方法

岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 業務の詳細は、委託仕様書による。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記６（１）に同じ。

(4) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 審査経過については、公表しない。

(7) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条

及び第 155 条の規定による。

(8) 業務委託契約書の作成を要する。

(9) 本業務については、県の令和 8 年度予算において予算措置された場合にのみ、事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

以上、公示する。